

(別紙4)

特定非営利活動法人八王子市民活動協議会 顧問規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人八王子市民活動協議会（以下協議会という。）の顧問の委嘱について必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 理事長は、理事会の決議を経て、協議会の運営に関する重要事項につき意見を求めるため顧問を委嘱することができる。

2. 顧問は、協議会の発展に顕著な功績があり今後も協議会の発展に寄与できる者から委嘱する。

(職務)

第3条 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会において意見を述べることができる。

2. 顧問は、理事会および総会における議決権を有しない。

(任期)

第4条 顧問の任期は、1期2年とする。

2. 顧問は、再任されることができる。

(報酬)

第5条 顧問は、無報酬とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

この規程は、令和2年5月16日より施行する。